

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等の一部改正案に関する意見の募集について 厚生労働省



厚生労働省は、「水質基準に関する省令」に規定する水質基準項目を追加するにあたり、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)、「資機材等の材質に関する試験」(平成 12 年厚生省告示第 45 号)及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」(平成 9 年厚生省告示第 111 号)の一部改正案をまとめ、平成 25 年 10 月 31 日から平成 25 年 11 月 30 日までの期間で意見募集を行いました。

①「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」の改正内容

亜硝酸態窒素に係る分析方法にイオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法(別表第 13)を設定する。

併せて、別表第 13 の「3 試料の採取及び保存」の項にて、試料に残留塩素が含まれている場合には、試料 1L につきエチレンジアミン溶液(50mg/ml) 1ml を加えることとする。

また、表 1 に掲げる亜硝酸態窒素の濃度範囲を 0.004~0.4mg/L とする。

②「資機材等の材質に関する試験」の改正内容

「3 分析方法」に規定する浸出液の分析方法について、亜硝酸態窒素に係る分析方法にイオンクロマトグラフ法を追加する。

③「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」の改正内容

第 2 の「3 分析方法」に規定する浸出液の分析方法について、亜硝酸態窒素に係る分析方法にイオンクロマトグラフ法を追加する。

また、改正省令の施行予定日は、平成 26 年 4 月 1 日となっています。

当社は水道法第 20 条に基づき厚生労働大臣登録水質検査機関として長年の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2013 年 10 月 31 日付 厚生労働省ホームページ

生活環境箇所 大塚卓也